

# 吹田市勤労者福祉共済条例及び施行規則の一部改正の骨子案

## 1 概要

吹田市勤労者福祉共済制度（以下「福祉共済」という。）については、福利厚生事業の実施が困難な事業所で働く労働者に対する福祉の増進を図ることを目的としており、市内事業主と吹田市が協力して福祉共済を実施することで、市内事業所の振興に寄与してきたものです。

近年、雇用形態には、正規雇用だけでなく、短時間雇用（パートタイマーやアルバイトなど）、有期雇用など、さまざまな雇用形態が存在しており、雇用される労働者の中でも多様化が進んでいます。

また、福祉共済に加入する事業所数については、市外移転や高齢化による廃業等により平成4年（1992年）をピークに減少傾向にあります。

そうしたことから、本市では福祉共済のあり方について見直しを図り、多種多様な雇用形態に対応するとともに、加入する事業所の数を増やすことで、条例の目的を達成し、かつ安定した制度運営が可能となるよう条例を一部改正するものです。

## 2 改正の内容について

市内事業所のより多くの従業員を、福祉共済の対象とすることができるように加入要件を緩和します。

### (1) 従業員300人以下の事業主について

ア 正規雇用している従業員について、吹田市内に主たる事業所がある場合、吹田市外の事業所の従業員も福祉共済の対象とすることができるようにします。

イ 加入後に従業員が301人以上になった事業主は、正規雇用している従業員を引き続き福祉共済の対象とすることができるようにします。

ウ 正規雇用以外の従業員について、従来の加入要件を見直すことにより、対象外であった者も福祉共済の対象とすることができるようにします。

### (2) 従業員301人以上の事業主について

特定退職金共済制度の締結要件を廃止するとともに、1週の所定労働時間の要件を併せて廃止することで、正規雇用以外の従業員を福祉共済の対象とすることができるようにします。

## 3 施行予定年月日

令和2年（2020年）4月1日